

令和2年度

まちぐるみ安全点検

報告書

～大和南一丁目区域（ゾーン30指定区域）～

大和市

令和2年度「まちぐるみ安全点検」目次

1. 令和2年度 大和市まちぐるみ安全点検について	1
2. 要望一覧	2
3. 要望箇所図	5
4. ゾーン30 についての認識調査結果	6
5. 管理者連絡先一覧	7

令和2年度 大和市まちぐるみ安全点検について

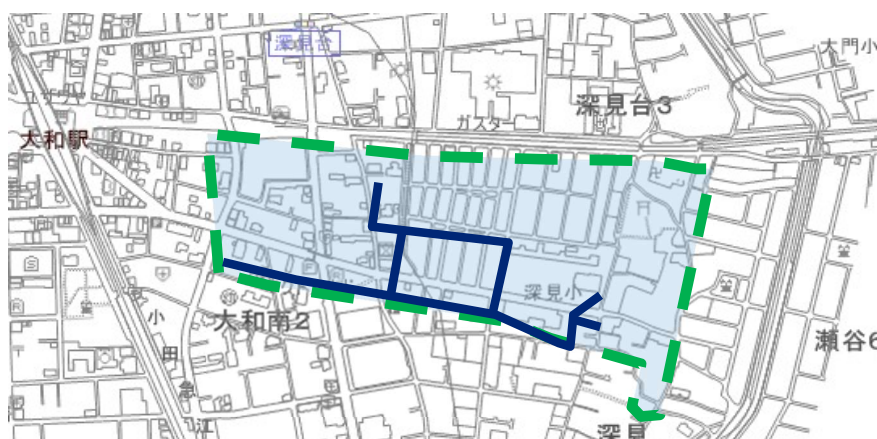
1. 目的

本事業は、歩行者の安全通行を確保するために県公安委員会が過年度に指定したゾーン30区域について、地域の方々を対象にアンケートを実施し、ゾーン30の効果を検証するとともに、交通安全・防犯の面から対策が必要と思われる箇所を抽出し、改善策を検討するものです。

2. 対象地区

○大和南一丁目区域（ゾーン30指定区域）

※小学校の通学路については、「大和市通学路交通安全プログラム」で対策を検討することになったため、点検の対象としていません。



--- 対象地域 ■ ゾーン30指定区域 — 通学路

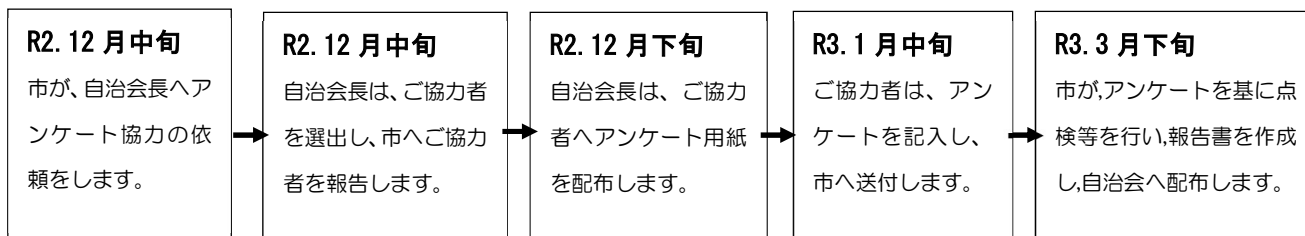
3. 活動内容

- ①危険箇所の抽出およびゾーン30認識調査のアンケートを実施しました。
- ②抽出された危険箇所等について、市担当課職員が現場点検を実施しました。
- ③市担当課にて、改善策の検討を実施しました。
危険箇所の詳細、改善策については、別紙「要望一覧表」をご確認ください。
- ④ゾーン30認識調査のアンケートのとりまとめを行いました。
アンケートの結果については、別紙「ゾーン30についての認識調査結果」をご確認ください。

4. アンケートの協力者について

- ・ 14名（各自治会から2名の協力者を選出していただきました。）
- ・ 7自治会（ふかみ会、深友会、要石、菊和親和、宮下、入村、大和南第二）

5. 活動の流れ



6. 結果の公表

地域住民の交通安全・防犯に対する関心を高めるため、結果を市ホームページにて公表します。

令和2年度 まちぐるみ安全点検 「要望一覧」

道路・河川管理課	6要望
道路安全対策課	15要望、その他要望1
生活あんしん課	3要望

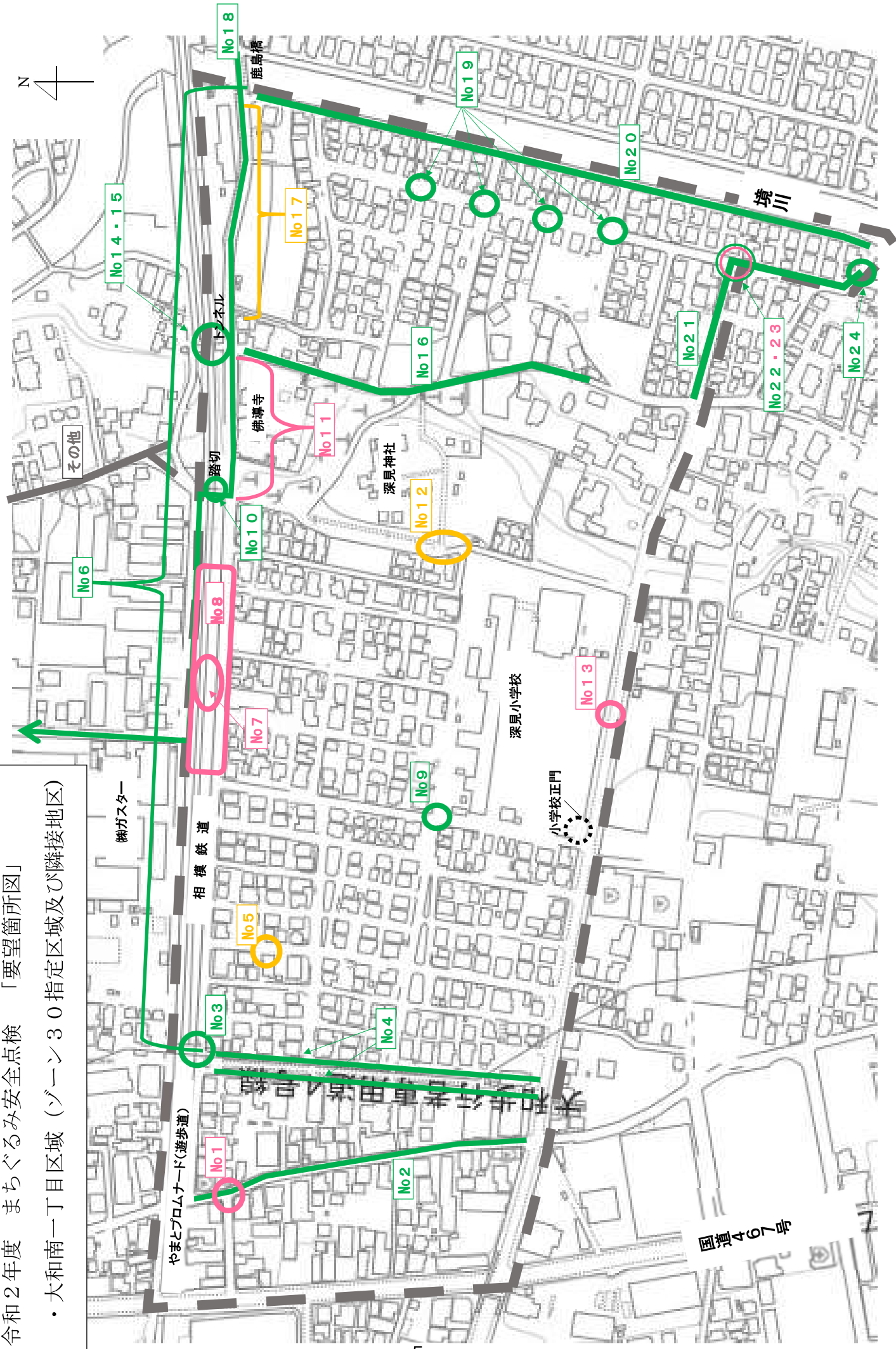
要望内容				市回答	
No	場所	現状・問題点	意見・改善策	市担当課	担当課回答
1	大和南1-16-3	T字路にカーブミラーが設置してあるが、角度が悪く、T字路の中心付近まで車を進めないと、先の様子が見えない現状である。両方向から車が来た際、交差点中心付近で互いの存在に気付くため、一方の車が後ろに下がらなければ通行できない状態にある。	カーブミラーを適切な角度に設置し直し、視認性を確保する。	道路・河川管理課	角度を確認し修正しました。
2	大和南1-16-35~1-16-22	午前7時から9時頃にかけて、自動車の交通量が多く、また、規制速度を超過して走行している車両が多いことから、歩行者等の通行に支障が生じている。	交通管理者による取り締まりを実施する。	道路安全対策課	交通管理者である大和警察署に速度超過の取り締まりを要望します。
3	深見台2-1-16	横浜市瀬谷から国道467号へ抜道として利用している車が、この付近を速度を上げて通過していくが、同箇所は、大和プロムナード（遊歩道）から横断歩道を渡ってくる歩行者が多く、両者が接触する可能性が高いため、危険である。	この付近にハンブなどの構造物を設け、物理的に車両の速度を落とさせる対策をとってほしい。	道路安全対策課	ハンブは振動、騒音が発生するため、住宅街には設置できません。横断歩道への注意を喚起する看板を設置します。
4	深見台2-1-16~大和南1-16-22	朝の通勤時間帯について、多くの車両が抜道として通行しており、規制速度を超過して走行している車両が多く、歩行者等の通行に支障が生じている。	交通管理者による取り締まりを実施する。	道路安全対策課	交通管理者である大和警察署に速度超過の取り締まりを要望します。
5	深見台2-1-7	夜間になると暗く、物騒である。また、暗いことから、ゴミを不法投棄されることも多い。	当該箇所に防犯灯を設置してほしい。	生活あんしん課	市では、自治会より大和市自治会連絡協議会を通じて防犯灯設置要望をしていただき、年1回設置工事を実施しています。設置には地権者の承諾が必要となりますので、地権者の承諾を得たうえで、自治会からご要望下さい。なお、ご要望いただいた場合でも安全上、技術上の理由等により設置できない場合がありますのでご承知おき下さい。
6	大和南1-16-35~深見3163	相模鉄道沿いの道路について、横浜市瀬谷から国道467号へ抜道として利用している車が、この付近を速度を上げて通過しており、危険である。ゾーン30指定前は速度規制の標識が立っていたが、これらの標識が外されてしまったことで、逆に車が速度を上げてしまっているように思える。	①交通管理者による取り締まりを実施する。 ②午前7時から9時まで当該区間の進入禁止の規制をかける。 ③車両へ速度を上げすぎないように注意喚起する看板、路面標示等を設置する。 ④法定速度の標識を設置する。	道路安全対策課	交通管理者である大和警察署に速度超過の取り締まり、速度規制の標識設置を要望します。進入禁止につきましては、地域住民の生活に及ぼす影響が大きいため、地域住民の総意として自治会から直接、大和警察署に要望をお願いします。速度を抑制するよう注意喚起する看板を設置します。
7	深見台2-11-1	車にて、相模鉄道沿いの道路を横浜市瀬谷側から走行してくると、坂の頂上付近で車体が飛び跳ねてしまい、通行に支障が生じている。	車体が飛び跳ねないように、適切な道路の構造にしてほしい。	道路・河川管理課	当該箇所については、応急的に補修対応しました。
8	深見台2-10-23~2-12-5	相模鉄道沿いの道路について、舗装面にひび割れ、剥離、陥没等が生じており、通行に支障が生じている。	舗装の補修を行う。	道路・河川管理課	舗装の修繕について、検討します。

要望内容				市回答	
No	場所	現状・問題点	意見・改善策	市担当課	担当課回答
9	深見台2-9-1	午前7時から9時頃に向け、横浜市瀬谷から国道467号への抜道として利用している車が、この付近を速度を上げて通過しており、小学校へ登校している児童が危険な目にあっている。	午前7時から9時頃の児童の登下校時間帯について、当該箇所付近の通学路へ車両が進入できないよう規制を設けてほしい。	道路安全対策課	進入禁止につきましては、地域住民の生活に及ぼす影響が大きいため、地域住民の総意として自治会から直接、大和警察署に要望をお願いします。
10	深見3361	踏切箇所については相互通行となっており、両側から車が来た際、互いにくまなく通行出来ずにトラブルになることがある。	相互通行は危険なため、一方通行にしてほしい。	道路安全対策課	一方通行につきましては、地域住民の生活に及ぼす影響が大きいため、地域住民の総意として自治会から直接、大和警察署に要望をお願いします。
11	深見3355~3361	道路の端部にあるU字側溝について、表面に隙間や段差が多く、歩行者が上を歩いた際に躓くことが多く危険である。	U字側溝を表面に隙間や段差が生じないように改良する。	道路・河川管理課	U字溝の蓋部分の隙間や段差について、補修を行います。
12	深見台2-14-13	夜になると暗く、歩行者等の通行に支障が生じている。	当該箇所に防犯灯を設置してほしい。	生活あんしん課	市では、自治会より大和市自治会連絡協議会を通じて防犯灯設置要望をいただき、年1回設置工事を実施しています。設置には地権者の承諾が必要となりますので、地権者の承諾を得たうえで、自治会からご要望下さい。なお、ご要望いただいた場合でも安全上、技術上の理由等により設置できない場合がありますのでご承知おき下さい。
13	深見2-9-1	深見小学校前に30kmの規制標識が立っているが、歩道脇の植栽や木々の陰に隠れてしまい、車から確認しづらい。	深見小学校の正門付近には植栽や木が生えていないため、このあたりに標識を移設してほしい。	道路・河川管理課 (道路安全対策課)	標識を遮っている木々の枝について、剪定対応しました。また、標識については、小学校正門前に移設するよう、大和警察署へ要望いたします。
14	深見3361	トンネル下の道路については相互通行となっており、両側から車が来た際、互いにくまなく通行出来ずにトラブルになることがある。	相互通行は危険なため、一方通行にしてほしい。	道路安全対策課	一方通行につきましては、地域住民の生活に及ぼす影響が大きいため、地域住民の総意として自治会から直接、大和警察署に要望をお願いします。
15	深見3361	トンネル手前の交差点から、トンネルへ進んだ際、トンネルの幅が狭いことから、先の見通しが悪く、反対側から通行してきた自動車、自転車の存在に気づきにくい。	トンネルの両側から来る自動車、自転車に対し、対面側からの車両に注意するよう促す看板を設ける。	道路安全対策課	対向車への注意を喚起する看板を設置します。
16	深見3355~3349	道幅が狭く、また、曲線状で先の見通しが悪いにも関わらず、速度を上げて走行する車両が多く、危険である。	車両へ速度を上げすぎないように注意喚起する看板、路面標示等を設置する。	道路安全対策課	速度を抑制するよう注意喚起する看板を設置します。

No	場所	要望内容		市回答	
		現状	改善策	市担当課	担当課回答
17	深見3355 ～3163	夜間になるとこの付近が暗くなってしまい、車を運転していると、歩行者や自転車の存在に気付きにくい。特に横浜市瀬谷側から来た場合は、南側の歩道の歩行者等に気付きにくい。	照明施設を設置する。	生活あんしん課	市では、自治会より大和市自治会連絡協議会を通じて防犯灯設置要望をしていただき、年1回設置工事を実施しています。設置には地権者の承諾が必要となるほか、周辺地権者の反対がある場合には設置できませんので、地域の合意形成のうえで、自治会からご要望下さい。なお、本件箇所周辺には、防犯灯を設置可能な電柱が無いいため、鋼管柱を新規で複数建柱する必要があり、ご要望いただいた場合でも安全上、技術上の理由等により設置できない場合がありますのでご承知おき下さい。
18	深見3163- 深見台3-4 -35	通勤・通学時間帯（午前7時～9時頃）にかけ、横浜市瀬谷から来た車が、国道への抜道として、踏切を越え、㈱ガスター方面へ走り抜けていくことが多いが、その際に速度を上げて走行しており、通学中の児童等に支障が生じている。	横浜市方面から車両が流入しないよう規制する。国道、県道の交通状況を見直し、改善することで、当該箇所を抜道として利用されないようにしてほしい。	道路安全対策課	車両の進入の規制につきましては、地域住民の生活に及ぼす影響が大きいことから、地域住民の総意として自治会から直接、大和警察署に要望をお願いします。
19	深見3202- 12 3204-6 3205-8 3207-3	4箇所ある交差点について、それぞれ右左折する際に見通しが悪い。	全ての交差点にカーブミラーを新設する。	道路安全対策課	すべて見通しが確保されているので、ミラーの設置はできません。
20	深見3163 ～3210- 13 境川沿いの 道路	多くの車が速度を上げて走行しており、危険である。	車両へ速度を上げすぎないように注意喚起する看板、路面標示等を設置する。	道路安全対策課	速度おとせの路面標示を行います。
21	深見3211 -16～ 3210-14	多くの車が速度を上げて走行しており、危険である。	車両へ速度を上げすぎないように注意喚起する看板、路面標示等を設置する。	道路安全対策課	速度おとせの路面標示を行います。
22	深見3211 -5	大和小学校側から境川方面へ車が走行してきた際、T字路手前の”とまれ”の路面標示が薄くなっており、確認しづらく、車が一時停止せずに通過していき、危険である。	路面標示を塗り直す。	道路安全対策課	交通管理者である大和警察署に「止まれ」の路面標示の補修を要望します。
23	深見3211 -5	現在、T字路についているカーブミラーについて、サイズが小さく、確認しづらい。	カーブミラーを既存のものより大型の規格のものに交換する。	道路・河川管理課	当該カーブミラーは大型のものに交換しても、視認性の向上があまり見込めないため、現状のままとします。
24	深見3210 -4	北から南へ車が走行してきた際、”とまれ”の路面標示があるが、一時停止せずに通過して行ってしまう事が多く、危険である。	一時停止の路面標示について、既存のものより大きく塗り直し、視認性を向上する。	道路安全対策課	「止まれ」の路面標示については、交通管理者である警察の所管です。大和警察署に確認したところ、寸法等は規定にて定まっているものであるため、サイズの変更は難しいとのことでした。交差する道路を遮蔽するものはなく、見通しが確保されている交差点であるため、新たな路面標示は行いません。
その他	深見3046 ～3077	特に午前6時～9時、午後4時～7時の時間にかけて、多くの車が抜道として利用している。道路に規制速度の路面標示が無いこともあり、ほとんどの車が速度を上げて走行している。	道路上に規制速度の表示を設置する。	道路安全対策課	市では速度抑制を喚起する路面標示と看板を設置済み。大和警察署に確認したところ、当該道路に速度規制は無いため、自動車は法定速度の60km/hとのこと。新たに速度規制を設ける場合は、地域住民の生活に及ぼす影響が大きいことから、区間や制限速度など地域住民の総意として自治会から直接、大和警察署に要望をお願いします。

令和2年度 まちぐるみ安全点検 「要望箇所図」

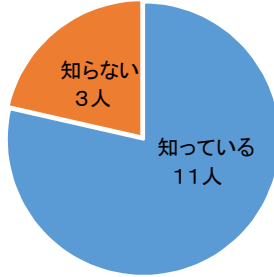
・大和南一丁目区域（ゾーン30指定区域及び隣接地区）



ゾーン30についての認識調査結果

ゾーン30について、参加者の皆様（計14名）に認識調査を実施させていただきました。
調査結果については、今後本市の事業を進める上で、参考とさせていただきます。

(1) ゾーン30を知っていますか。

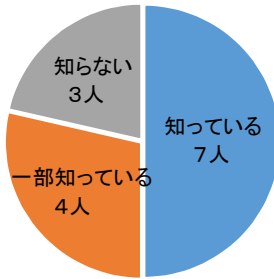


(2) ゾーン30をどこで知りましたか。

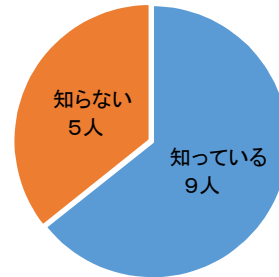


- ①大和市のホームページ
- ②警察署のホームページ
- ③それ以外のインターネットページ
- ④知人から
- ⑤現地の路面標示、標識を見て

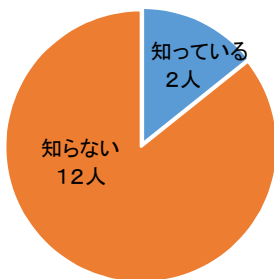
(3) ゾーン30の内容について知っていますか。
内容：ゾーン30は生活道路における歩行者等の安全確保のため、都道府県の公安委員会がゾーン（区域）を定め、最高速度30キロメートルの速度規制を実施し、ゾーン内の速度抑制や抜道利用の抑制を図るものです。



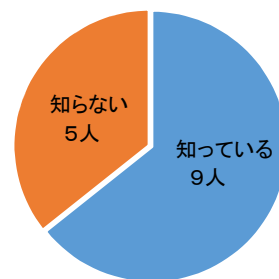
(4) 自動車と歩行者が衝突した際、自動車の時速が時速30キロメートルを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇することを知っていますか。



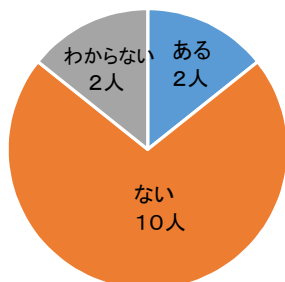
(5) 大和市内には、ゾーン30指定地区が、10地区あることを知っていますか。



(6) お住いの地域（大和南一丁目区域）が、平成25年9月にゾーン30指定されたことを知っていますか。



(7) アンケート対象地域については、平成25年9月にゾーン30の指定がされました。ゾーン30の指定前と後、交通安全上、変化があった箇所はありますか。



【 貴重なご意見をありがとうございました。 】

管理者連絡先一覧 ～こんな時には、どこに連絡？～

※詳しくは、各管理者にご連絡ください。

内 容		管 理 者		連 絡 先
市道	カーブミラー・道路照明灯の設置	大和市	道路安全対策課 道路整備係	046-260-5409
	外側線、スクールゾーン標示やカラー舗装の設置・補修		道路安全対策課 交通安全・自転車対策係	046-260-5118
	「スピード注意」「児童に注意」などの看板・警戒標識の設置		道路・河川管理課 維持補修係	046-260-5412
	カーブミラー・道路照明灯・看板・警戒標識の補修・清掃		道路・河川管理課 許認可係	046-260-5404
	道路や側溝の補修・清掃		みどり公園課 公園整備係	046-260-5450
	街路樹の剪定		みどり公園課 公園管理事務所	046-260-5780
	垣根（個人宅）の剪定の指導 ※道路へ樹木のはみ出しがある場合		生活あんしん課 地域コミュニティ係	046-260-5162
	公園灯・時計の設置		神奈川県厚木土木事務所 東部センター	0467-79-2800（代表）
	公園の樹木の剪定・公園灯の補修・維持管理など		横浜国道事務所 厚木出張所	046-221-0004
	自主防犯活動支援に関すること 防犯灯の補修・維持管理など ※設置に関しては、地域の自治会を通じてご要望ください。		相武国道事務所 八王子出張所	042-645-5562
県道 国道	国道40号、45号、50号、56号、451号に関すること 国道467号に関すること	神奈川県		
国道	国道246号、大和厚木バイパスに関すること 国道16号に関すること	国土交通省		
指示標示（横断歩道、停止線など）・規制標示（駐車禁止など）・規制標識（一方通行、車両進入禁止など）の設置・補修	大和警察署	交通課 交通総務係 【市要望窓口】 道路安全対策課 交通安全・自転車対策係 046-260-5119	046-261-0110（代表）	
信号機の設定・補修		生活安全課 防犯係		
一方通行規制、時間帯侵入禁止の指定 不審者など防犯に関すること				

令和3年3月発行 大和市 都市施設部 都市施設総務課
大和市下鶴間一丁目1番1号 TEL 046-260-5406